

福津市学童保育所条例の一部を改正する条例（案）

（令和 年 月 日福津市条例第 号）

福津市学童保育所条例（平成 17 年福津市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「5,000 円」を「7,000 円」に改め、同条第 2 項中「2,500 円」を「3,500 円」に改め、同条第 3 項中「月 500 円」を「月額 1,500 円又は延長保育を利用した日数に月額 500 円を乗じた額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福津市学童保育所条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の保育料等について適用し、同日前の保育料等については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの保育料は、第 10 条第 1 項中「7,000 円」とあるのは「6,000 円」と、同条第 2 項中「3,500 円」とあるのは「3,000 円」とする。

福津市学童保育所条例(平成17年福津市条例第178号)新旧対照表

新	旧
<p>(保育料)</p> <p>第10条 学童保育所に入所した児童の保護者は、保育料として児童1人につき月額<u>7,000円</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯から2人以上の児童が学童保育所に入所している場合において、2人目以降の児童に係る保育料の額は、当該児童1人につき月額<u>3,500円</u>とする。</p> <p>3 第6条第2項の規定により、延長保育を受ける場合は、前2項に定める額に児童1人につき月額<u>1,500円</u>又は延長保育を利用した日数に日額<u>500円</u>を乗じた額を加算する。</p>	<p>(保育料)</p> <p>第10条 学童保育所に入所した児童の保護者は、保育料として児童1人につき月額<u>5,000円</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯から2人以上の児童が学童保育所に入所している場合において、2人目以降の児童に係る保育料の額は、当該児童1人につき月額<u>2,500円</u>とする。</p> <p>3 第6条第2項の規定により、延長保育を受ける場合は、前2項に定める額に児童1人につき月額<u>500円</u>を乗じた額を加算する。</p>